

後期高齢者医療制度の手続きにマイナンバーが必要になりました

マイナンバー制度が始まったことにより、平成28年1月から後期高齢者医療制度の届出書、申請書にマイナンバーの記載と本人確認（番号確認および身元確認）が必要となりました。

1 マイナンバーの記載が必要な届出・申請

- 資格に関するもの
 - ・ 障がい認定の申請
 - ・ 被保険者証や受給者証の再交付の申請
 - ・ 基準収入額の申請 など
- 給付に関するもの
 - ・ 限度額適用・標準負担額限度額認定の申請
 - ・ 高額療養費、療養費、高額介護合算療養費の支給申請
 - ・ 特定疾病認定の申請 など

2 確認書類

窓口に来た人		番号確認書類	身元確認書類	代理権の確認
被保険者本人		被保険者本人のマイナンバーの確認が必要 【確認書類】 次のうちいずれか1点 ・ 個人番号カード ・ 通知カード ・ マイナンバーが記載された住民票の写し ・ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書	被保険者本人の身元確認が必要 【確認書類】 ● 次のうちいずれか1点 ・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 住基カード（顔写真付き） ・ 身体障害者手帳 など ● 次のうちいずれか2点 ・ 健康保険証 ・ 住基カード（顔写真なし） ・ 年金手帳、年金証書 ・ 介護保険証 ・ 各種医療受給者証 など	
代理人	同一世帯員	被保険者（届出などの対象となる人）のマイナンバーの確認が必要 【確認書類】 次のうちいずれか1点 ・ 個人番号カード（写し） ・ 通知カード（写し） ・ マイナンバーが記載された住民票の写し ・ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書（写し）	窓口に来た人の身元確認が必要 【確認書類】 上記「被保険者本人」と同じ	・ 委任状
	別世帯員			

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113

国民健康保険の手続きにマイナンバーが必要になりました

平成28年1月からマイナンバーの利用が始まったことに伴い、マイナンバーの記載が必要な届出や申請の際には、役場窓口において「番号確認」と「身元確認」を行いますので、下表の確認書類をお持ちくださるようお願いします。

「個人番号カード」を持っている人は、番号確認と身元確認が同時にできます。

1 マイナンバーの記載が必要な届出・申請

- 資格に関するもの
 - ・ 国保の加入や脱退の届出
 - ・ 被保険者証や受給者証の再交付の申請
 - ・ 世帯主の氏名変更や住所変更
- 給付に関するもの
 - ・ 限度額適用、標準負担額減額認定の申請
 - ・ 高額療養費、療養費、高額介護合算療養費の申請
 - ・ 第三者行為による被害の届出
 - ・ 特定疾病認定の申請 など

2 確認書類

窓口に来た人		番号確認書類	身元確認書類	代理権の確認
世帯主		世帯主（届出などの対象になる人を含む）のマイナンバーの確認が必要 【確認書類】 次のうちいずれか1点 ・ 個人番号カード ・ 通知カード ・ マイナンバーが記載された住民票の写し ・ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書	世帯主の身元確認が必要 【確認書類】 ● 次のうちいずれか1点 ・ 個人番号カード ・ 運転免許証 ・ 住基カード（顔写真付き） ・ 身体障害者手帳 など ● 次のうちいずれか2点 ・ 健康保険証 ・ 住基カード（顔写真なし） ・ 年金手帳・年金証書 ・ 介護保険証 ・ 各種医療受給者証 など	
代理人	同一世帯員	世帯主（届出などの対象となる人を含む）のマイナンバーの確認が必要 【確認書類】 次のうちいずれか1点 ・ 個人番号カード（写し） ・ 通知カード（写し） ・ マイナンバーが記載された住民票の写し ・ マイナンバーが記載された住民票記載事項証明書（写し）	窓口に来た人の身元確認が必要 【確認書類】 上記「世帯主」と同じ	①法定代理人の場合は、戸籍謄本。その他その資格を証明する書類 ②任意代理人の場合は、委任状 ③①・②が困難な場合は、世帯主の1点確認書類の原本または世帯主の2点確認書類のうち官公署発行分
	別世帯			

問 町民保健課 医療年金係 ☎0240-27-2113